（復興特別所得税に関する政令の一部改正）

第二十七条　復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表に次のように加える。

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）	第百二十八条	所得税及び復興特別所得税

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十八条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五十二　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二百五十六条に規定する罪

（金融庁組織令の一部改正）

第二十九条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「除く」を「、同項第四十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除く」に改める。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　事業性融資（事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第二条第一項に規定する事業性融資をいう。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第四条第一項に次の一号を加える。

二十一　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

第四条第二項中「同項第六号」を「同項第七号」に、「同項第八号から第十四号まで」を「同項第九号から第十五号まで」に、「同項第十五号及び第十七号」を「同項第十六号及び第十八号」に、「同項第十九号」を「同項第二十号」に改める。

第五条第一項第一号ヘ中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同号ム中「を含む。第十五条第一項第二十四号」を「及び企業価値担保権に関する信託業務を含む。第十五条第一項第二十五号」に改め、同号ク中「第十九条第一項第六号イ」を「第十九条第一項第七号イ」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第八号」を「第十九条第一項第九号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第九号」を「第十九条第一項第十号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第五条第一項に次の一号を加える。

十四　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第五条第二項中「第七号及び第九号」を「第八号及び第十号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十号」を「同項第六号、第十一号及び第十四号」に改める。

第十一条第二項中「除く」を「、同項第十三号に掲げる事務については企画市場局及び監督局の所掌に属するものを除く」に改める。

第十五条第一項中第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。）。

第十五条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第十号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十五条第二項中「同項第十九号」を「同項第二十号」に、「同項第三十二号」を「同項第三十三号」に改める。

第十九条第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（事業性融資の推進に関するものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十九条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業性融資の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十九条第二項中「同項第六号イ」を「同項第六号及び第十三号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第七号イ」に、「同項第七号」を「同項第八号」に、「、総合政策局」を「総合政策局」に改める。

第二十条第一項第一号ただし書中「前条第一項第六号ホ」を「前条第一項第七号ホ」に改める。

第二十二条第一項第一号ただし書中「第十九条第一項第六号ヘ」を「第十九条第一項第七号ヘ」に改める。

（金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令の一部改正）

第三十条　金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十九　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第五十五条第一項の規定による指定を受けた者

第二章　経過措置

第三十一条　事業性融資の推進等に関する法律（以下この条及び附則において「法」という。）第三十二条の免許を受けようとする者は、法の施行の日前においても、法第三十四条の規定の例により、その申請を行うことができる。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。ただし、第五条中金融商品取引法施行令第四十二条第二項第二十号の改正規定、第二十条中信託業法施行令第二十条第二項第十一号の改正規定及び第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌